

**第 3 回川西薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 2 月 1 3 日

川西薩地区法定合併協議会

第3回川西薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年2月13日(木)

開催場所 ホテル太陽パレス(川内市)

開 会 午後2時

閉 会 午後3時47分

出席者

川西薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	田 畑 誠 一	黒 瀬 一 郎	原 口 博 文
委 員	岩 切 秀 雄	今別府 哲 矢	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	福 田 清 宏	下迫田 良 信
	後 夷 安 男	淵 脇 紀 子	野久尾 正 徳
	宮 脇 秀 隆	帯 田 博 美	大 津 正 利
	宮 元 泰 子	福 元 忠 一	山 本 佐 敏
	石 塚 政 揮	上 野 一 誠	田 島 忠 志
	吹 田 紘 男	森 菌 正 堂	渡 辺 一 徹
	寺 師 勉	北 迫 茂	山 元 温 治
	田 原 八 工	今 村 松 男	瀬 尾 和 敬
	平 田 陽 一	肥 後 耕 作	川 畑 禮 二
	平 林 徳 子	塩 田 至	岸 悍
	鷺 山 和 平	平 嶺 道 夫	純 浦 勝 志
	山 下 廣 江	藏 元 欽 一 郎	村 尾 幸 生
	長 濱 秀 徳	大 良 影 夫	西 仙 可
	石 原 弘 子	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎
	中 野 捷	橋 野 利 邦	小 村 庄 昌
	塩 釜 悦 子		

以上53名

顧 問 西中須 浩一 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委 員 なし

会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 新委員委嘱状交付
- 4 事務局職員紹介
- 5 副会長選任報告
- 6 議 事
 - 議案第7号 新市名称の公募方法等（案）について
 - 議案第8号 新市名称候補選定基準等（案）について
 - 議案第9号 川西薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針（案）について
- 7 提 案
 - 提案第1号 合併協定項目（案）について
- 8 報告事項
 - ・事務の進捗状況について
- 10 その他
 - ・次回協議会の開催について
- 11 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

定刻になりましたので、ただいまから第3回川西薩地区法定合併協議会を開会いたします。開会に当たりまして、当協議会の森会長にご挨拶をお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。ようやく春になったなというような感じが、ここ2、3日いたしております。ぽかぽかと温かい日が続いておりまして、これから本当に住みやすい季節になっていくのではなかろうかと存じます。

ところで、本日、川西薩地区法定合併協議会、第3回目の協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には大変ご多用中にも関わりませず、万障お繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

まず最初に、ご報告を申し上げますが、先般開かれまして串木野市長選挙におかれまして、田畑誠一市長さんが新しく誕生され、去る2月5日からご就任をなさっているところでございます。心からお喜びを皆様と共に申し上げたいと存じます。今後、川西薩地区法定合併協議会の委員として、これからは会の運営にも積極的にご参加をいただき、ご指導、ご支援を賜りたいと存じます。新しい串木野市長さんのご活躍を心から期待申し上げる次第でございます。

ところで、今年の1月14日に第2回目の法定合併協議会を開催いたしましたから、早くも一月が過ぎてしまいました。この間、鹿児島県内におきまして、いろいろと市町村の合併につきまして、大きな動きがあったようでございます。

私ども昨年の12月25日、県下の先陣を切って法定合併協議会をスタートさせたわけですが、以後、今日まで県内に五つの法定合併協議会が設立されておりまして、また、任意の協議会を含めると言う、74の市町村、96市町村のうちの4分の3が何らかの形で合併に向かって協議が進められている今日でございます。

ところで、下甕村の町村長さんのほうから、2回に渡りまして、いろいろと当協議会への合併のお申し込みがありましたが、ご案内のとおり、村におきましては、合併の準備会に対する、この法定協議会参加に対します予算等の提案をなさいましたけれども、2回とも否決されたということで、当法定協議会への参加の見通しはもうほとんどなくなったところでございますが、今後、私どものこの法定協議会が、新しい市がスタートいたしました時点におきまして、また、編入なり、また、合併の話がございましたら、できましたら法定合併協議会のこのスタートの後、皆様と共に考えてまいればいいのかどうかと、かように思っている次第でございます。

また、先般、鹿児島県におきまして、総務省主催によりまして市町村合併の説明会がございまして、国から担当の方が見えまして、いろいろと説明をしていただいたところでございます。時あたかも、一番関心のあります特例法の17年3月末日、この問題が延長され

るのではなからうかというようなことを、総務大臣が述べておられるわけですが、当日、説明会の中では、総務省の担当の方は、これは法の延期はないんだと、最後の調整のところ若干あるのではなからうかと、大臣が心配しているんだということでございまして、一応、そういうお話を聞きまして、17年3月31日を私どもも最終の期限だということで、さらに確認をして、これから合併の諸事務事業について、作業を進めていかなければならないと、改めて確認をいたした次第でございます。

4,000項目以上に渡りますいろんな事務事業がございますので、大変これからも困難の道を極めることだろうと存じますが、当初スタートにあたり申し上げましたとおり、それぞれの市町村の歴史、文化、文化遺産、いろんな産業の問題等を含めまして、その町の特色を十二分活かしながら、合併にあたりましては、新市のまちづくり計画を作ってまいりたいと、かように思っているところでございます。

幸いにいたしまして、まちづくりフォーラムの会におきまして、県内の該当市町村のほうから、住民の皆様方から、いろんな提言を1月末までに出していただきました。数百件に上るご提言がございましたし、また、今日、フォーラム会議の中で、委員の皆様方からのご提言も、今、出され、整理をしていらっしゃるところでございます。

また、併せまして、新市名称の問題につきましても、当協議会の小委員会の中で、田中委員長の下にいろいろとご検討いただきまして、この後、この会議の中で、小委員会の会議の内容等について、経過報告をしていただくことになっているところでございます。

いずれにいたしましても、このようにいろんな事務事業に併せまして、それぞれの委員会等がスタートして、合併のあり方について、新市まちづくり計画について、いろいろと作業が進んでおりますことは、大変、皆様と共に、ご同慶にたえない次第でございます。

どうかいろいろと難題もございませうけれども、また、中には構成市町村の中で、住民発議によりますいろんな運動もあるわけですが、それはそれとして、それぞれの住民の自治ということを大切にしながら、それらの動きにつきましても、私どもも関心を持ちながら、動向を見極めていく必要があると思う次第であります。

今日は、いろいろと諸議題につきましても、これからご審議を賜ることになりますが、どうか皆様方の忌憚のないご意見を述べていただきまして、本日の会議が実り多い会議になりますように、心からご祈念を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それでは次に、新委員のご紹介と委嘱状の交付をさせていただきます。

新委員は、2月5日付で串木野市長にご就任されました、田畑誠一委員でございます。ここで、田畑委員に、森会長から委嘱状の交付をお願いいたします。

森卓朗会長

委嘱状をお願い申し上げます。

委嘱状、田畑誠一殿、串木野市長、川西薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成 15 年 2 月 5 日から川西薩地区法定合併協議会解散日までとします。平成 15 年 2 月 5 日。川西薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。

よろしく願いを申し上げます。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、新委員になりました、田畑串木野市長にご挨拶をお願いいたします。ご自席にてお願いいたします。

田畑誠一委員

皆さん、こんにちは。

21 世紀、喫緊の課題であります合併問題につきまして、森会長さんはじめ、協議会の皆さん方には、県下で先陣を切る形で、事務局の皆さんのご苦勞もこれあり、川西薩地区法定合併協議会を立ち上げられて、着実に事務作業が進展をしておりますことに対しまして、心から敬意を表する次第であります。

ただいまは、森会長さんのほうから委嘱状を賜りました。大きな功績を残された、富永茂穂前市長の後任として務めさせていただくことになりました。皆さん方のご指導とご鞭撻、そして串木野市のほうを、どうかよろしく願いを申し上げまして、改めまして皆さん方の日頃のご勞苦とご努力に敬意を表し、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

次に、2 月 1 日付の人事異動によりまして、事務局職員の人事異動によりまして、事務局職員のご紹介を事務局長よりお願いいたします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。資料 1 をお願いいたします。お手元の右上のほうに資料 1 と書いてございますが、資料 1 の 4 ページをお願いいたします。

4 ページのほうに、2 月 1 日付事務局員 19 名の名簿でございます。9 市町村と県庁のほうから派遣していただきまして、現在、19 名でございます。

なお がございますが、祁答院町から久米道秋班員、入来町から堀切良一班員、樋脇町から前田隆盛班員、東郷町から堀之内孝充班員を配属していただきました。

昨年からの任協に引き続きまして、各市町村もさることながら、事務局の仕事は爆発的に増えてきております。そのような中、各市町村とも行革の中で、2月1日時期に4名も派遣していただきまして、大変ありがとうございます。頑張りたいと思っております。

なお、委員の皆様には、合併の判断材料を早く住民の皆様提供するというスケジュールの点からも、我が川西薩地区は2月現在のこの時期に、事務局員を4名も増員して、取り組むべき現実的な状況にあることをご理解下さるようお願いいたします。

以上で、事務局員の紹介とお礼といたします。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、本日の会議の成立について申し上げます。

協議会規約第10条の規定により、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は52名で、委員の半数を超えておりますので、この会議は成立していることを宣言いたします。

次に、議事に入りますが、協議会規約第10条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議長をお願いいたします。

森卓朗会長

では定めによりまして、会の進行上、議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。

まず最初に、傍聴者の皆様方をお願いを申し上げますが、今、お手元に配付してございます、傍聴の心得をよく読んでいただきまして、静かに傍聴していただきますように、お願いを申し上げます。

では、ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては発言の前に委員名を言ってからご発言をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

本日の議題等につきましては、去る2月6日開催の幹事会でも充分事前に審議、協議をいたしていることを申し伝えておきたいと存じます。

では早速、まず議題の第1から議事を進めさせていただきます。

まず、川西薩地区の法定合併協議会の副会長につきまして、ご報告を申し上げたいと存じます。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

ただいまから資料2に基づきまして、副会長選任のご報告を申し上げます。右上のほうに資料2と書いてございます資料の5ページをお願いいたします。

副会長選任の報告の件でございますが、川西薩地区法定合併協議会の副会長を下記のと

おり選任したので、報告申し上げます。副会長といたしましては、文書的には空白ですが、読み上げます。

串木野市長であります、田畑誠一委員を副会長として決定いたしました。平成 15 年 2 月 13 日、本日付でございます。

なお、経過といたしましては、これまで法定協の副会長でございました、串木野市の富永前市長が 2 月 4 日、退任されたため、副会長 3 名のうち 1 名が空席でございました。本日、午後 1 時から開催されました、法定協議会を構成します 9 市町村の首長議長会議におきまして、田畑誠一委員が満場一致で副会長に選任決定されたのを報告いたします。

下のほうに規約第 6 条を書いておりますので、後ほどご参照下さい。

以上で報告を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

では、副会長にご就任いただきました、田畑委員におきましては、こちらの副会長席にご着席をお願いいたします。

では、田畑委員が副会長にご就任でございますので、簡単に副会長のご挨拶をお願いいたします。

田畑誠一副会長

副会長に就任をさせていただきました。責任の重さを痛切に感じておりますが、お二方の副会長共々、会長を補佐していきたいと思っております。皆様方のご協力をどうかよろしくお願いをいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

では、議事に入ります。

次に議案第 7 号、新市名称の公募方法等（案）について、関連がございますので、議案第 8 号、新市名称候補選定基準等（案）についての審議でございますが、ここで新市名称候補選定小委員会の田中委員長から報告がありますので、ご静聴願います。田中委員長。

田中憲夫委員長

それでは報告をさせていただきます。新市名称候補選定小委員会の委員長を務めさせていただいております、川内市の田中でございます。

ただいま会長より、小委員会会議の報告を求められましたので、新市名称候補選定小委員会設置規程第 7 の規定に基づきまして、第 1 回新市名称候補選定小委員会会議のご報告

をいたしたいと思います。

去る2月5日水曜日、午後1時30分から川内市内で、第1回新市名称候補選定小委員会会議を開催いたしました。会議は小委員会委員18名のうち16名が出席し、協議をいたしました。協議事項は次のとおりでございました。

協議第1号、新市名称候補選定小委員会会議の運営等について。

協議第2号、新市名称候補選定小委員会の主な役割について。

協議第3号、新市名称の公募方法等(案)について。

協議第4号、新市名称候補選定基準等(案)について。

以上4つの協議事項につきまして、委員の皆様様の活発な意見がありまして、公募方法の中で、応募資格等に制限を設けるか設けないかなど、会議は長時間に渡り、熱心な協議がなされました。

なお、協議結果は全会一致で可決されたものでありますが、本日の議案第7号、議案第8号につきましては、事務局長に報告をお願いするというので、第1回新市名称候補選定小委員会の報告とさせていただきます。

森卓朗会長

田中委員長におかれましては、大変ご苦勞様でございました。長時間に渡る、先般開かれまして小委員会でのご意見をまとめていただきまして、ありがとうございました。

では、議案第7号、新市名称の公募方法等(案)について、議題にいたします。事務局に説明を求めます。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。本日の以下の説明につきましては、資料2で説明させていただきますが、委員の皆様からの質問に対します答弁等につきましては、次長あるいは班長あるいは専門所管の専門部会長にさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料2を開けていただきまして、1ページが会次第でございますが、ただいま議長から説明指示がございましたのは、1ページの6番目、議事3件のうちの1番目、議案第7号でございます。それでは、資料2を開けていただきまして、6ページをお願いいたします。資料2の6ページでございます。

議案第7号、新市名称の公募方法等の案について、ご説明申し上げます。

川西薩地区法定合併協議会における新市名称の公募方法については、別紙のとおり定める。平成15年2月13日提出。提出者は、川西薩地区法定合併協議会、森卓朗会長でございます。

なお、以下の議案につきましても、提出日と提出者は同じでございます。

まず、口頭で報告いたしますが、当日の2月5日の説明といたしましては、公開の会議

であることを告げました。それから、公募方法の決定の手順といたしましては、2月5日の小委員会の取りまとめが、2月6日の幹事会に報告され、正式決定は、本日2月13日の第3回法定協であることを申し上げました。

それから、資料の説明といたしましては、まず9市町村の変遷史といたしまして、現在の市町村名になった経緯を資料で説明いたしました。9市町村とも、すでに現在の市町村名になりましてから48年以上が経過しております。

それから、田中委員長からもございましたが、応募条件等の制限につきましては、会議資料の中で、事務局が一つに絞った提案の形でなく、先進例の取り扱いを複数記載して提出し、実質的には白紙提案の形で、委員の方に協議をお願いいたしました。また、それまで幹事会で出されました意見を口頭報告いたしました。

それでは、7ページをお願いいたします。(1)の新市名称公募実施等の案についてでございます。

1番目が公募の目的でございますが、上から順次、住民の皆様の合併問題に対する関心の喚起、2番目が、住民参加の促進、3番目が、幅広い意見の集約、4番目が、川西薩地区9市町村の知名度の向上、このようなことを目的に掲げております。

公募内容といたしましては、合併新市にふさわしい市名を公募するというものでございます。

3点目の具体的な公募方法でございますが、(1)にございますように、応募資格といたしましては、特に制限を設けないということで意見がまとまりました。この意味は、年齢とか居住地によりまして、応募に制限を設けないというものでございます。議論の過程で、制限しないほうが良いという理由といたしましては、多くの方が関心があるということと、児童・生徒にもよい考えが出るだろうということで、年齢制限等を設けないということでございます。

(2)の応募方法でございますが、応募は次に掲げる方法ということで、イからイロハニ書いてございますが、これも了承されております。応募用紙等には1点だけを記入、一人何点でも応募できるということで、一人何種類でも応募することができるというものでございます。ただし、同一人の同一名称の応募は1点限りということでございます。仮に同じ名称でたくさん応募されても、1点にしかカウントされない、数えられないということでございます。

それで、この一人が何点でも応募できるということの議論の過程では、応募手段が非常にたくさんございますので、インターネットとか、葉書、たくさんございますので、現実的に制限できないということも、意見として出ました。

あるいは、応募期間内に、すでにある名称で応募した人が、別の名称で応募するには、制限なしのほうが良いという意見が出されました。

それから、特にイの応募用紙でございますが、事務局のこれは素案といたしまして、協

議会だよりの本年2月号に、5万世帯に配布する協議会だよりに応募用紙を掲載し、切手不要の形で応募できるようにしたらということで、これも認められています。

それから、応募の際の必要事項といたしましては、新市名称、漢字の場合は必ず「ふりがな」を振ること、それからその意味を書くこと、無記入は無効ということで、委員の意見といたしましては、応募者の意図、真意を知りたいということで、その意味の記載がなければ無効ということでございます。

以下、住所、氏名等の記載でございます。

なお、にございますように、電話での受付は行わないということでございます。

それから、この一人何点ということで、先ほど申し上げましたけど、委員の中には、やはり1点に絞って、1通に思いを込めて応募すべきだということがございましたが、途中の意見でございまして、最終的には冒頭申し上げたような形で集約されました。

(3)が応募期間でございますが、本年4月1日から5月31日までの2ヶ月間ということでございます。

周知方法といたしましては、協議会だより、各市町村の広報紙、ホームページ等でございます。

なお、事務局といたしましては、県外にございます県人会等には、各市町村の合併対策課のほうからPR、広報をお願いしたいと考えております。

(5)は発表の方法でございまして、新市名が決定された後、協議会だより等で発表いたします。

(6)が賞品でございますけれども、新市名として決定された作品の中から、応募者に抽選で賞品を贈呈するというものでございます。これにつきましては、予算が伴いますので、来月3月28日の法定協予算の成立を待ってから、中身は詰めてまいります。なお、幹事会の意見、アイデアとして、賞品の中に各市町村の特産品を取り入れたらというようなアイデアもございました。

それから、使用する文字といたしましては、漢字、ひらがな、カタカナのみでございまして、必ず漢字の場合は「ふりがな」を振ることということでございます。現在、全国で記号やローマ字を使った市町村名はないということもございます。

(8)が現在の9市町村名の使用についてでございますが、使用しないということでございます。応募の際、使用できないということでございます。表記が漢字、ひらがな、カタカナにかかわらず、現在の9市町村名をそのまま使ったもの、あるいは含むものはすべて無効。現在の9市町村名と表記が異なるものでも読みが同じなら無効ということでございます。

この審議の仕方といたしましては、現在の市町村名を使っていいということと、使ってはいけないということを両論併記いたしまして、あるいは一部使用ということで、例えばひらがなの場合とか、現在の漢字表記に他の文字をつけた場合とか、複数の選択肢を資料

として提示して集約されたのが、ただいま申し上げたことでございます。

なお、この現在の市町村名の使用制限につきまして、委員の意見といたしましては、小委員会をはじめ9市町村で協議しているのだから使わないほうがいい、これからが全ての始まりであり、皆、一体になったほうがよいので使用しないほうがいいというような意見が出されまして、最終的には全会一致で(8)の集約となってきました。

それから(9)が新市名称の決定の流れでございまして、小委員会におきましては、選定基準を定めまして、小委員会としては最終的に5点程度選定いたします。それを法定協会議に提案いたしまして、法定協会議におきまして、新市名候補1点を決定する流れでございまして。

開けていただきまして、ただいまの小委員会の集約を受けまして、8ページの(2)新市名称募集要項でございまして、これは住民の皆様向けの、やや参考資料的な意味合いでご覧下さい。

ただいまの7ページの決定を受けまして、1 公募内容等、2 応募方法等、まず調で住民向けの形で書いてございます。

下段のほうに、記入例といたしまして、このような形でお願いいたしますというサンプルでございまして。

なお、にございますように、応募された作品に関するいっさいの権利は、川西薩地区法定合併協議会に帰属するものでございます。

それから9ページをお願いいたします。(3)が新市名称検討のスケジュール(案)でございまして、これも参考として提示しております。

まず、上の段に、左上が法定合併協議会、真ん中が小委員会、右側が事務局でございまして、上のほうから時系列的に列記しております。

この小委員会につきましては、去る1月14日に小委員会の規定が可決されまして、制定されたものでございます。

真ん中の2月5日、田中委員長から報告がございました、2月5日に第1回を開催いたしました。

左のほうは2月13日、本日でございます。

それから、本日、ご承認いただきましたならば、右の事務局のところに書いてございまして、公募準備を行いまして、協議会だより2月号に掲載したいと考えております。

3月はじめから5万世帯に配布されますので、3月が実質的な周知期間というふうに考えております。そして、4月、5月の2ヶ月間を公募期間。集計作業を経まして、6月16日、第2回小委員会の会議を予定してございまして、事務局のほうから、集まりました全てのことを集計結果として報告いたします。そして、小委員会におきましては、賞品及び贈呈対象者の決定方法の協議をお願いしております。

そして7月10日、これは予定でございましてけれども、第3回小委員会におきまして、

20点程度に絞り込む。そして左のほうになりますが、この7月24日の予定で、第9回協議会に、小委員会の中間報告として、20点程度上げる流れでございます。

そして8月4日に、小委員会としましては、名称を5点程度に絞り込みます。そして8月28日、第11回の法定合併協議会に、5点程度提案いたします。

そして約2ヶ月間見てございますけれども、10月23日の第14回法定協議会で、1点を決定しようという流れでございます。

なお、手続きといたしましては、新市名称を含みます議決は、平成16年3月、来年3月を見込んでおります。それから任協の申し合わせで合意しておりますように、合併施行すなわち新市名称の施行は、平成16年10月という流れでございます。

それでは最後に、関連資料で資料3をお願いいたします。右上のほうに資料3というのがございますが、先進地の新市の名称の取り扱いでございます。資料3を開けていただきまして、概要だけ説明いたします。

1ページでございますが、先進地の新市の名称についてということで、左のほうから新市名、合併期日、人口、都道府県名、合併の先進地ということで列記しております。それから構成市町村名、人口ということで、この資料につきましては、いずれも対等合併の公募方式、小委員会方式のことでございます。

1ページの右のほうに、ひたちなか市から列記してございますが、審議経過の中で、応募数がどれほどあって、小委員会がどれほど絞り込んだという意味でご覧下さい。

まず、ひたちなか市が応募が5,000点で、小委員会は1点に絞っております。2番目の西東京市が8,700件を5点程度に絞っております。さいたま市は100万都市でございますけれども、68,000件を5点から1点に絞っております。五島市につきましては、20,000件の応募の中から5点を絞っております。

開けていただきまして、2ページが、南アルプス市でございますが、4町2村でございまして、4,656件を小委員会が3点に絞っております。伊賀市が2市3町2村、7団体でございますが、2,861件を8点から3点に絞っております。三次市におかれましては、8団体でございますが、1,603件から小委員会が1点に絞って、法定協議会に提案しております。

3ページをお願いいたします。横向きでございますが、3ページは公募例の方法でございまして、まず左のほうに公募期間がございますが、これも非常にまちまちでございまして、少ないのがひたちなか市の22日間、それから多いのが西東京市の61日ということでございます。

しかしながら、応募資格をご覧くださいますと、ひたちなか市の場合は、居住地制限と小学生以上という年齢制限がございます。西東京市などは制限なしでございます。

それから、その他と左下にございますが、これは1人が1点のみか、あるいは何点でも応募可能かということでございますが、各市町村ともまちまちの取り組みでございます。

それから、一番下のほうが応募数でございます。

開けていただきまして、4ページと5ページでございます。これにつきましては、現在の市町村名の使用についてのところだけ説明いたします。

ひたちなか市が左上にございますが、右の箱の欄の二重括弧、既存の市町村名使用については、別に定めなし、西東京市も定めなしでございます。

いろいろ取り扱いはございますけれども、4ページの下の方、例えば伊賀市の場合でございましたら、二重括弧の中にございますように、伊賀地域の代表的な地名、伊賀地域の位置を示す名前という、逆に大きな縛りというものが出てきているものもございます。

それから5ページの方が、真ん中のほうに、現在、募集中でございますけれども、愛媛県の川之江市など、2市1町1村でございますが、右の方の二重括弧にございますように、既存の市町村名は使用できない。その下の佐賀県北方町等でございますが、6町におきましても、現在の6町の町名は使用できないということで、先進例におきましても、様々な取り決め、合意でこの制限規程はやっております。

以上で説明といたします。よろしくお願いたします。

森卓朗会長

ありがとうございます。ただいま議案第7号、新市名称の公募方法等(案)について、事務局のほうから提案の説明を申し上げました。これから委員の皆様方の活発なご意見を期待申し上げます。委員の皆様方のご意見を出していただきますように、お願いします。どなたからでもどうぞ。

今別府哲矢委員

川内市の今別府委員でございます。

ただいま、新市の名称公募方法等についての議案となりましたけれども、この中でも今後のスケジュール案等を示されているところがございますけれども、この名称につきましては、基本的な協議事項の4項目の極めて重要な事項になっております。また、これらの取り組みに当たりましては、市民の公募、住民の公募、構成する市町村の皆さん方からの公募という形で、市民の皆さん方も巻き込んで取り組んでいく、重要な課題となっております。

これらにつきましては、合併スケジュールの中で、極めてこう淡々と進められているわけでございますけれども、住民の皆さん方の間に、この合併事務を進めるに当たっての懸念する状況が生まれているところございまして、このまま事務を進めても、はたしてそういうふうに行くのかという、非常に極めて住民の皆さん方から懸念する報道もなされているところでございます。

そこで、これらにつきましては、法定協議会の立ち上げの時に、合併のスケジュールを

全体で確認をして、そして今日、取り組んできているわけでございますけれども、これらについて、この名称等の今後のスケジュールも含めて、合併のスケジュールに、今後、影響を及ぼすことがないように、再度、私達はこの法定協議会という場は確認をして取り組んでいかなければならないのではないかとというふうに思うわけでございますけれども、そのへんについて、会長なり、あるいは事務局なり、そういうところでご答弁していただければというふうに思います。以上でございます。

森卓朗会長

何か住民のほうで、この合併の進め方に疑念を持っておられるとか何とかという発言がありますが、もう少しそこらあたりはどういう意味ですか。もうちょっと具体的に。

今別府哲矢委員

報道されるところによりますと、合併の是非について云々という、構成する市町村の中でそういうところもございますし、報道によりますと、アンケート調査を取って、合併の枠組みが変わることも想定されるというふうに、新聞報道でなされているところでございます。

そうなりますと、基本的な4項目の協議をずっと進めていく中で、住民の皆さん方の中に、はたしてこのまま淡々と進めていいのかどうかという懸念を抱く住民の皆さん方もおられますので、この法定協議会としては、合併に向けての調整、協議を進めるということになっておりますので、そういうことで取り組んでいくということ、やはり再度、法定協議会としては確認をしておかなければいけないのではないかと思うところでございまして、そのへんについて、ご見解をお伺いしておきたいというふうに思います。

森卓朗会長

では会長のほうから見解を述べさせていただきます。

去る昨年12月25日、法定合併協議会を立ち上げ、それ以前の任意協議会の中で、合併のための基本4項目というものも確認をして、今日にきているわけでありまして、それぞれの市町村によりましては、私が先ほどご挨拶の中で申し上げましたとおり、住民発議により運動も展開されていることは充分承知いたしております。

が、それはそれで住民の自治の問題でありますので、その動向は関心を持ちつつも、しかし、この法定合併協議会は、あくまでも目標に向かって進めていくという、一つの意思統一を最初にいたしておりますので、その方向に向かって作業を進めていかなければなりません。ここでぐらぐらしますという、17年3月ということも危惧されることにもなりかねませんので、それはそれとして、その時に、いろんな問題が出てまいりましたら、その都度お諮りすることにいたしまして、この新市名称の募集等につきましては、3月いっ

ばいの周知期間、4月、5月にかけて募集をするということでございますので、いろいろと動向が、動きがありますところにつきましても、その頃につきましても、どちらかに決着がつくことが予想されますので、それはそれとして、またその時に考えていくことにいたしまして、新市の名称等については、このまま作業を進めていいのではないかと、このように思っております。

したがって、改めてこの会員の皆様で、法定合併協議会をこのまま進めていくかどうかということについての、私は確認は、今ここでする必要はないのではないかと思っておりますが、これは会長の考え方でございまして、皆さん方どうですか。事務局、何か考えがありますか。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

枠組み云々については言及する立場にございません。この法定協議会自体は、わずかといいかと思えますけれども、1ヶ月半前に9市町村議会の慎重な審議を経た、法律に基づく正式な重要な協議会でございます。

事務局の立場といたしましては、法定協議会の12月25日に、平成14年度の事業計画として、あるいは予算として、決定されておりますので、これに基づきまして、粛々と淡々と、かつ情熱を持って進めていきたいと思っております。以上でございます。

森卓朗会長

だいたい会長の考え方と同じ方針であります、何か。

今村松男委員

今の質問に、私の町もちょっと触れているのかなと思えますが、この法定協議会はあくまでも法定協議会の中で、加入脱退については全市町村の議会の議決があることになっておりますので、この重みというものを考えていきますと、今、会長が言われたとおり、その方針で進めていただければ結構だと思っております。

森卓朗会長

何か他に、この名称の公募について、関連して、この前にもう一回確認をする必要があるのではないかと、今別府委員のほうからの発言でございましたが、併せまして、皆さん方のご意見をおうかがいしたいと存じます。

何か今別府委員、ありますか。

今別府哲矢委員

串木野市長さんが副会長さんに就任していただきまして、大変心強く思っております。法定協議会、それぞれの市町村の議会が議決をして、この法定協議会に参加をいたしておりますし、そういう意味では大変重みのある会議だというふうに思っております。そして、基本項目を含めて、4,000 項目と言われる、それらの調整に入っていただくわけですが、けれども、これらについて、新聞報道で、合併の是非についての云々ということが言われていたものですから、先ほど申し上げた懸念をいたしているところでございまして、住民の皆さん方が私達以上に住民の皆さん方が、そういうものについて、このまま進めていいのかという懸念を抱く住民が多いものですから、先ほどそういう発言をした次第でございます。

会長のほうから、これらについては、それぞれの構成市町村の意思に沿って作られた会であるので、このまま進めていく旨の発言がございました。これらについて、意見を求めるというよりも、それらについての意志確認を、この場でしていたほうがいいのではないかという、そういう意味で申し上げましたので、ご理解いただきたいというふうに、以上です。

田畑誠一副会長

串木野市のことも含めてのお話であろうかと思っておりますので、私の考えを申し上げておきたいと思っております。

私は、今回の戦いの中で、半世紀ぶり、50 年ぶりに行われる、行わなければならない合併問題は、喫緊の課題として取り組まなければならないということ、実はこちらの話になりますが、選挙戦の時に訴えをしまりました。

その中で、合併はあくまでも住民の皆さん方の、市民の皆さん方が、自主的、主体的考え方によって進めなければならないと。そして、お互いに協力して働く、共同のまちづくり、住民サービスを低下させない、そんなまちを作るのが合併ではなからうかということ、お訴えをしまりました。

先ほど来、お話がございまして、法定合併協議会というのは、結論的に申しますと、このことで全て決まりとは私は思いませんが、それはそれなりにと言うよりも、大きな意義があるということは尊重しております。

したがって、選挙戦、こちらの話になって恐縮ではありますが、選挙期間中に、法定合併協議会を立ち上げになっておられることは尊重しながら、最後の最後まで民意を探ってみたいというお話を、私はしまりました。

そのことが、自分の戦いに、そのことだけを批判をされながら、立派な功績を残されました前市長さん、富永市長さんは、合併問題を前面に川西薩を打ち出されて戦い抜かれました。私は、そのことだけが一番の攻撃材料として、大変痛手を被りました。

そして、こういう結果をいただきましたが、私はやはり自分のまちとして、住民の意思を最大限、民意を尊重するという意味で、アンケート調査をしてみたいと、こういうふう
に考えていることが、あの報道等でなされたものであります。

しかしながら、さっきから申しますように、法定協議会ということを尊重しながら、そ
していずれにしても、できるだけ皆様方にそのご迷惑を少しでも、少しでもご迷惑をおか
けをしないようにというふうに私は考えております。

ここに至って、法定協議会に立ち上がってからどうこう言うのでは通用しないと思いま
すが、合併というのは、あくまで住民の皆さんが主体であります。枠組みありきという、
言葉が過ぎるかも知れませんが、そういう方向は、そういうことで少しでもあっては、私
はいけない。住民本位の思いで、アンケートを取ってみたいということをお願いしている
次第であります。

この今の川西薩が尊重されて、これは大多数であったら、これにこしたことはございま
せん。そんな思いで申し上げているところであります。以上であります。

森卓朗会長

申し上げますが、この会議は枠組みがあって、この会議を持ってきているわけではない
ので、そこは誤解のないように、ひとつお願いを申し上げます。それぞれ住民の皆さん方
の意志を尊重しつつ、法定協まで準備会、任意協議会、法定合併協議会という手順を踏ん
できているわけでありますので、ここは誤解のないようにひとつお願いを申し上げます。

合併ありき、枠組みありきからスタートしているものではございませんので、どうぞひ
とつご了承いただきたいと存じます。

いろいろもう一回、意思確認をすべきではないかというご意見もありますので、どうし
ますか、この問題。ちょっと休憩しますか。

私は先ほど申し上げましたとおり、それはそれとして、新市名称の関係については、5
月末日までということになっております。田畑串木野市長さんが、今、ご意見を述べられ
ましたとおり、早急にアンケート調査も実施してみたいと。これは公約でありますから、
当然、それはやっていかれると存じます。やりたいと、やらなければいけないと思ってお
られますので、それはそれで、その結果もおそらく新市名称の公募の締め切りの間までの
間には、一応の整理ができるのではなかろうかと、こう思っております。その時点で
また、いろいろ判断をなされなければならない、串木野市長さんとしてのお立場があるの
ではなかろうかと存じます。

それはそれとしておいて、とりあえず小委員会の報告を受けまして、これまでいろいろ
熟慮しながら、打ち合わせをしてきております。首長さん、あるいは委員の皆様方だけの
会議でなく、市町村のそれぞれの合併担当の事務職員、そして幹事会であります各助役さ
ん方、それぞれ練り上げて、そしてこの協議会に持ち上げてきているものであります。

いろいろ市町村によりまして温度差がございますし、それぞれの手順についてもいろいろあるかと思いますが、一応、今、小委員会の報告に基づきます議案第7号、公募の名称等についてで、今、審議をお願いを申し上げております。あらためてまた、構成についての、枠組みについての議論をやりますと言うと、またゼロからのスタートになりますので、それはそれとして、また別の会議で、幹事会等でもう一回いろいろと、いろんな問題を検討する機会もあろうと思いますので、それはそれとして意見があるということを尊重しながら、この会議は続行して進めてまいりたいと存じますが、いかがですか。

(「異議なし」の声)

ではそのとおり進めさせていただきます。

新市名称の公募方法等(案)について、他に何かご意見はございませんでしょうか。新市名称のあり方については、現在使っている9つの団体の市町村の名前は使わないのだということで募集をしていくこと等も報告がなされておりますので、それでいいかどうかのいろんな皆さん方のご意見もあろうかと思えますから、どうぞ忌憚のないご意見をお願いしたいと存じます。

ございませんか。特別にございませんが、市町村の名前を公募する、その小委員会から出されました案につきましては、提案のとおりで作業を進めていくということで、7号議案については、議案のとおり承認することによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり、この方法で新市名称の公募実施等についてはやっていくということで、決定をさせていただきます。ありがとうございました。

では引き続きまして、議案第8号、新市名称候補選定基準等(案)についてを議題にいたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料2の10ページをお願いいたします。

議案第8号、新市名称候補選定基準等の案について、ご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

まず1点目が選定基準でございますが、新市名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次のいずれか一つ以上に該当する名前とするということでございます。

(1)にございますように、川西薩地区9市町村の全体像につきまして、地理的にイメージできる名称、(2)が本地区の特徴、(3)が歴史・文化、(4)が住民の地域イメージ、(5)が住民の一体性の醸成、(6)が対外的に覚えやすい名称ということでございます。

なお、先進例も、あるいは法定協の運営マニュアル等を参考にしながら、このような選定基準を定めたものでございます。

選定方法といたしましては、先ほども申しあげましたように、小委員会の結論としては5点程度、(2)にございますように、法定合併協議会が1点に選定いたします。

なお、法定合併協議会で、5点から1点に絞ります、法定協におきます選定の方法につきましては、新年度になると思いますけれども、法定協の会議で選定の方法等について協議し、決定をお願いいたします。

3番目が応募作品の修正ということでございまして、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるということでございます。

4が選定にあたっての留意事項ということでございますが、同一新市名称の応募数、数については、選定の際の参考に留めることとすることで、公募自体は種類の募集ということで、ご認識をお願いいたします。

開けていただきまして、12ページでございます。これも選定の流れを参考的に列記しております。

(1)にございますように、応募の集計は事務局が行います。

(2)にございますように、事務局のほうで集計結果を小委員会のほうに提出いたします。にございますように、全国から応募のありましたものを全て、50音順に一覧表を作って提出いたします。これが小委員会におきます選定の基礎資料でございます。

、は参考的に列記してございますが、例えば集計の再区分といたしまして、にございますように、地元9市町村からの応募を応募数上位30にした場合はということやら、あるいは鹿児島県内からの応募の上位30はとかということもございます。なお、組み方によりましては、当然、50音順の9市町村から、50音順の県内からということも集約はできます。

それから が、これも参考でございますけれども、応募総数の上位30とかということで、参考として列記しております。

それから(3)にございますように、応募総数の基準に該当する応募総数の中から、一覧表を小委員会の方にお示ししますが、各委員は選定基準に則りまして、各々20点程度、絞り込みを行います。

(3)の2番目にございますように、各々の委員が20点程度を協議会の事務局に提出いたします。延べ数で申し上げますと、20点の小委員会委員数18名ですから、延べで行きますと360点になります。他市例を参考にいたしますと、同じものの選定というのが想定されますので、その延べ数360点の中から上位30点程度に集計してまいります。これは数が多いのがあるという他市例の状況も参考にしております。

あとは先ほど申しあげましたように、その30点の中から、(4)にございますが、小委員会が20点程度に絞り込み、(5)で7月の法定協会議に中間報告を行う。(6)でその20点程度から5点程度を小委員会が絞り込んでいきます。小委員会といたしましては、5点程度につきまして、作品ごとに選定委員会としての選定理由を検討し、報告書を作成い

たします。

それから(7)のほうが、5点程度を法定協議会のほうに提案いたしまして、継続審議をお願いすることになります。

(8)が10月23日の第14回協議会で新市名称候補1点をお願いしたいということでございます。第14回協議会で1点程度に決定したいということでございます。

それから、にございますように、重複いたしますけど、(1)から(6)までが小委員会で協議いたします。それから小委員会の選定の方法といたしまして、小委員会で5点程度まで絞る間、委員長は議長でございますけれども、新市名称候補選定小委員会委員として採決権を持つこととするということで、全会一致で可決されております。

なお、公募方法、選定基準とも、我々のほうも50年ぶりのことございまして、選定作業の中で想定外のことが出ました場合には、小委員会とか、法定協議会のほうに逐次お諮りしながら進めてまいります。

それでは、説明の最後に資料3をお願いいたします。資料3の最終ページでございます。資料3の最終ページを横にご覧下さい。

新市の名称を決定する際に、選定する際に留意すべき点ということで、この出展は、右下に書いてございますように、参考、先進例で出てまいります西東京市が、自治省、現在の総務省に照会したことの取りまとめでございます。主なことだけを申し上げます。

そのページの左上でございますが、左上の(1)同じ表記で読み方が異なる場合は不可ということで、例で申し上げます。宮崎県日向市(ひゅうがし)というこの漢字で読ませておりますが、例えば同じ漢字で日向市(ひなたし)というのがあった場合には、これは総務省の取り扱いとしても×、認められないということでございます。

(2)異なる表記で読み方が同じ場合は可。例でございますように、宮城県仙台市(せんだいし)というのがございまして、例えばひらがな(せんだい市)とありますが、これは総務省の取り扱いでは、可能でございます。ただし、今ほどご審議いただきましたように、本地区の取り扱いとしては無効でございます。

それから最後に(3)東京都瑞穂町(みずほまち)というのがございまして、例えば瑞穂市(みずほし)というのをつけた場合、これは、可能でございます。同じ漢字、同じ読み方でありましても、町と市が違えば使えるということでございます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第8号、新市名称候補選定基準等(案)について、説明を申し上げましたが、これから委員の皆様方の意見を求めます。どなたからでも、何かご意見がありましたら、ひとつご発言願いたいと存じます。

ございませんか。特別に議案第8号について、ご質問もないようでございますが、お諮りします。議案第8号、新市名称候補選定基準等（案）につきましては、提案申し上げましたとおりで作業を進めていくことで決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございますので、提案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第9号、川西薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針（案）についてを議題にいたします。事務局の提案の説明をお願いします。

満園健士郎事務局次長

それでは、議案第9号、川西薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針（案）について、ご説明申し上げます。資料の13ページをお開き下さい。

川西薩地区法定合併協議会の会議運営規程第19条の規定によりまして、会議等の公開に関する指針を定めようとするものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。概要につきまして、説明いたします。

第1条では、この指針の目的として、会議そのものは原則公開であるということをごを定めさせていただきます。

次に第2条では、会議の対象を法定合併協議会の本会議であります、本日のこの協議会のみならず、川西薩地区合併協議会の幹事会、小委員会、それから専門部会、分科会など、あらゆる会議を想定しております。

第3条では、公開の基準を定めております。会議公開の原則に立ちながらも、その中で不開示情報と判断される情報が含まれ、あるいは公開することで審議の検討または協議に関する意思決定の中立性が損なわれたり、率直な意見の交換ができなかったりする、そういう恐れが生じる情報を含む会議は非公開とするということで定めてございます。

また、合併協議の下資料を検討協議する事務作業を行う会議、具体的には専門部会や分科会での情報や人事に関する情報を含む会議も非公開といたしております。

また、新市名称の候補選定委員会等でも個人情報が出てくる可能性がございますので、この場合には一部非公開になることが想定されているところでございます。

第4条では、会議等の公開・非公開の決定方法を定めてあります。それぞれの会議を行う際の会議の長は、第3条に該当する事項が含まれると判断した場合は、会議の冒頭で、会議の公開・非公開について、会議に諮って決定することといたしております。

また、会議の一部分について非公開すべき部分があるということが判断されました場合については、会議を分割して、公開する部分、非公開する部分というふうにできるということもしております。

なお、本会議でありますこの協議会につきましては、15ページの下の方の参考に掲載

してございますように、会議運営規程第9条から第18条にかけて、傍聴規程と併せて既に定めてございますので、その他の会議について、こういう定めをしてございます。

15ページの第5条では、会議等の長の会議秩序維持の努力義務を定めております。非公開の場合の報道機関への頭取りなど、取材活動への配慮を定めております。

第6条では、会議の開催日程、場所、議題等の情報提供行い、会議の周知を図ることに努めることといたしております。

第7条では、この指針は、本日のこの会議に諮り、本日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

議案第9号、川西薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針（案）について、提案説明を申し上げました。これから質疑に入ります。

（「異議なし」の声）

異議なしという声もありますが、もうすでに今、ずっと公開をしながら、人事案件等については非公開にしている部分もありますけれども、だいたい公開の原則に基づいてやってきているところではあります。一応、一つの基準を定めておかなければ、その都度、会長がクリクリ変えてやるというと、報道関係の皆さん方も苦慮されるだろうと思ひまして、しっかりとした基準、また、住民の皆さん方も、これがなければ非公開、公開と、その都度やってはいけませんので、しっかりとしたものを定めておこうということでございます。

ございませんか。特別にご意見もないようでございます。お諮りします。川西薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針（案）につきましては、提案のとおり可決承認することよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

引き続きまして、提案第1号、合併協定項目（案）についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料2の17ページをお願いいたします。

本日、提案事項1件でございますが、提案第1号、合併協定項目の案について、ご説明いたします。

このことにつきましては、参考に書いてございますように、17 ページの真ん中でございますが、合併協定項目とは、合併するとした場合に必要なあらゆる事項について、協議会で協議を行い、その結果を「合併協定書」として取りまとめる項目でございます。

本日の提案事項は、持ち帰り案件でございますので、概要だけ説明いたします。

それでは資料をお開きいただきまして、18 ページをお願いいたします。

18 ページに、合併協定項目、46 項目でございますが、46 項目分の案でございます。基本的に合併の協議、合併協定項目と申し上げますのは、左上にございますように、自治体の存立に関わる基本的な事項、基本 4 項目と言われるものでございます。

それから、通常 4,000 項目と言われますが、の事務事業の一元化に関わる事項、中段の各種事務事業の取扱い、この 2 つが総括いたしまして一元化事業でございます。この一元化につきましては、1 月 14 日に一元化の調整方針が承認されております。

それから、大きな 3 つ目の柱といたしましては、一番下段の新市建設に関わる事項ということで、本協議会では新市まちづくり計画というふうに称しております。

まず上のほう 4 項目、左のほうに 4 項目ございますが、事務事業の一元化につきましては、5 番目の財産の取扱いから、一番下のほう 45 番目、その他事業、その上は 44 の情報公開制度がございます。それから、46 番目が新市まちづくり計画で、この提案の意味は、協定項目の項目として、この 46 の区分でよろしいかという提案でございます。個別内容の審議ではございません。

それから、これらの 46 区分につきましては、これから専門部会等で協議し、法定協で本年、少しずつ協議していきますが、この一つ一つにつきましては、合意事項を文章で書き入れていく作業になります。

それから、この合併協定項目の内容につきましては、来年はじめの住民説明会の資料になるものでございます。

それでは、資料 4 をお願いいたします。資料 4、右上のほうに小さな字で資料 4 と書いてございますが、合併協定項目の協議内容ということで、46 の区分は変わっておりません。

1 ページにございますように、右の箱のほうは、これからどのようなことを話し合っていくか、どのようなことを協定としてまとめるかということを書いてございます。協議結果ではございません。素案でもございません。

1 ページにございますように、1 番目が合併の方式でございますが、すでに任協の申し合わせ合意もございますけれども、来月、3 月 28 日に法定協の意思確認として提案予定でございます。

2 番目の合併の期日につきましては、これも 3 月 28 日の第 4 回法定協に、法定協の意思確認として提案いたしますが、現在、平成 16 年 10 月ということでございますが、来月の協議会におきましては、平成 16 年 10 月何日合併という日にちの提案、審議になります。先進例におきましては、電算システムの稼働準備、職員の人事異動に伴う事務室移動など

のことを考慮すれば、1日にこだわらず、連休明けの翌日がいいというようなアドバイスもございますが、取扱いは様々でございます。

それから、本協議会が任協段階で、平成16年10月の合併目標を合意しておりますけれども、この期日につきましては、日置地区6町、薩摩東部地区3町も全く同じでございます。

それから、3番目の新市の名称につきましては、今ほど、審議可決していただきまして、予定としましては、本年8月に5点を提案予定でございます。

4番目が、新市の事務所の位置、本庁舎の位置でございますが、任協の申し合わせを踏まえまして、来月、3月28日の協議会に提案いたします。

開けていただきまして、主なところだけ説明いたします。資料4の2ページでございます。

左上に、11番目、条例、規則等の取扱いということでございますが、新設合併、対等合併の場合は、全ての条例、規則等は消えますので、失効いたしますので、新たに制定する必要がございます。これにつきましては、現在、事務局で準備をしておりますけれども、9市町村の条例、規則の検討材料といたしましては、条例、規則等は2,000本ございます。比較表の資料としては、100ページに上る膨大なものでございまして、これを来月から、9市町村の比較をしながら、新しい条例規則の制定に向けた作業が続いてまいります。これにつきましては、本年5月の提案を予定しております。

13番目が、一部事務組合等の取扱いでございますが、これにつきましては少し説明いたします。

あらゆるところで住民の一番関心の高い、一部事務組合の取扱いについて、現在までの意思決定としましては、1月14日の第2回法定協議会の会議で、事務事業の一元化調整案が決定された段階でございます。具体的な取扱いは、まだ何も決定されておりませんので、これから協議いたします。

それから、現在、一部事務組合の一元化準備といたしましては、本地区9市町村内に事務局のある一部事務組合が8つあります。その8つの一部事務組合の職員は、本協議会の関係する専門部会と分科会に、現在、所属しております、比較表の最終チェックを続けております。

そして、これからの協議のあり方として、昨年11月18日、本年1月14日も申し上げましたけれども、来月、3月から、例えば消防業務などにつきましては、本地区9市町村内で複数の一部事務組合や市町村が関係することがございますので、あるいは一部事務組合の構成市町村が、本地区9市町村の範囲外に及ぶ場合がございます。来月以降、関係します一部事務組合の管理者協議や、消防組合なら消防長協議、あるいは関係します薩摩東部地区任協、日置地区法定協などの会長協議、幹事長協議を、これから開始いたします。

例えば、1市7町4村で構成します川薩地区の介護保険組合では、薩摩東部地区任協3

町と、下甕村におかれましても、合併後の介護保険がいかにあるべきかという議論が開始されることとなります。

なお、本地区、現在、調査をしておりますが、一元化調整すべき一部事務組合は 18 組合あります。非常に膨大な作業になりますけれども、総力を挙げて、来月以降、手順を踏みながら、住民サービスを第一義に協議調整を進めてまいります。

それから、3 ページのほうをお願いいたします。

3 ページが、25 番目が電算システムでございますが、電算システムにつきましては、本年 5 月に提案予定でございます。この電算システムの基本的な考え方といたしましては、一元化調整案にございましたように、合併時の速やかな一体的統一処理の確保に努めるということで、進めております。

例えば、戸籍のシステムにつきましては、合併時から現在の 9 市町村を共有ネットワークでサービスできないか、そのような方針検討で、住民健康福祉部会で協議が続けられております。

なお、2 月 6 日の幹事会の報告といたしまして、電算システム統合に要します平成 15 年度以降の経費につきまして、県の市町村振興資金の充当など、県からの財政支援を求める強い要望が、意見が出されましたので、ご報告をいたします。

開けていただきまして、飛びますが、5 ページでございます。

5 ページは、46 区分のそれぞれが、どの専門部会に所属しているかということの一覧表でございます。

5 ページの左のほうで、1 番目から 46 番目まで、変わっておりません。

それで、これから協議をすることでございますが、基本 4 項目につきましては、我々協議会の事務局が所管しております。

事務事業の 5 番目でございますが、財産の取扱いにつきましては、企画財政部会でございます、川内市が部会長でございます。

6 番目の議員の定数及び任期の取扱いは、議会・監査部会でございます、樋脇町が部会長でございます。

7 番目の農業委員会の定数等につきましては、産業経済部会が所管でございます、東郷町が部会長でございます。

8 番目からの地方税、一般職の身分、特別職の身分、あるいは 19 番目、20 番目、国民健康保険、介護保険につきましては、総務部会、住民健康福祉部会でございますが、両部会とも串木野市が部会長でございます。

それから、41 番目に学校教育がございますが、教育部会につきましては、入来町が部会長でございます。

46 番目の新市まちづくり計画につきましては、全般ということで、9 部会長全てが関係しております。

以上の区分に基づきまして、一部を除きますが、本年7月から9名の専門部会長が所管事項を法定協に素案を提案、説明してまいります。

開けていただきまして、6ページでございます。

これは参考資料でございますが、それでは7月以降、一部3月もありますけれども、ほとんどは7月以降でございますが、法定協議会の審議資料、提案理由としては、どういふのがあるかということで、他市例のサンプルを6ページ以降、添付しております。

これは、6ページにございますように、地方税の取扱いを会長が提案したという形でございます。6ページの四角囲みが提案の集約でございます。

開けていただきまして、例えばでございますが、7ページの左上に、地方税の取扱いということが大項目でございます。46と言いましたけど、当然、細分化されていきます。

この例で申し上げますと、7ページの右上のほうが、個人住民税及び法人市民税ということで、左の欄に具体的項目がございますが、各々の税目につきまして、(1)の課税標準や(2)の納期ということで、9ページまで、この資料だけでも地方税の取扱いの協議すべき事件は9項目になってまいります。

7ページでご覧のように、A市、B市、C町、D村、現況がここに書かれております。そして、来月から9市町村1,800名の職員が分担しながら、左上にございますように、基本的な調整方針を話し合いながら、取り決めていきます。

その具体的な中身は、7ページの右端にございますように、調整の具体的な内容ということで、数字などが出てまいります。

例えば7ページにございますように、A市の例による、その下もA市の例によるということがございますが、例えば8ページになりますと、D村の例による、軽自動車税の取扱いは、必ずしも1市町村の例によるものではございません。あくまでもよく話し合っ、合意事項を法定協議会に上げるものでございます。

9ページを開けていただきますと、市町村たばこ税という税目でございますが、右のほうにございますように、調整の具体的な内容といたしましては、現行のとおりということで書かれております。

このようなものが、ほとんど7月以降、法定協の皆様にご審議をお願いすることになります。

それから、最後になりますけれども、夏場以降、この調整方針と具体的な調整内容につきましては、提案事項の全てをいったん法定協に提案いたしますけれども、全てを各市町村に持ち帰っていただきます。そして、内容の住民広報や内部審議を行っていただきます。法定協議会の事務局といたしましても、協議会だより等で素案の広報を5万世帯に行いたいと思っております。そして、次回以降、法定協で審議決定となります。

それから、これからの46区分の協定項目につきまして、本年のいつごろ、どれを、どのグループを提案するかにつきましては、来月、3月28日の第4回法定協議会におきま

して、平成 15 年度の事業計画として全て説明いたします。

それから、また、法定協の審議の後、この合併協定項目に関わります調印と議決を、これまで平成 16 年春、あるいは 4 月というふうに説明してまいりましたが、現在、この調印と議決を、来年、平成 16 年 3 月で調整をしているところでございます。この平成 16 年 3 月調印、議決と言いますのは、現時点、日置地区 6 町も同じく来年 3 月の調印と議決の予定でございます。鹿児島地区 1 市 5 町におかれましては同様でございます、来年の早い時期に調印と議決の予定というふうに報道されております。

以上、少し長くなりましたが、本件は持ち帰り案件でございますので、各市町村の合併担当課長におかれましては、各議会、併せて学識経験の委員の皆様の詳細な説明をお願いいたします。以上で終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 1 号、合併協定項目（案）につきまして、今、ご説明申し上げましたが、これにつきましては、今日、審議をするのではなく、お持ち帰りをいただきまして、それぞれの市町村の事務局、あるいは議会等でいろいろとご審議をいただき、次の 3 月 28 日に開かれます第 4 回法定合併協議会の時に正式に審議をして、決定をしていくということになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

何かこの件につきまして、委員の皆様方からご質問、ご意見はございませんでしょうか。

今村松男委員

ただいま、合併協定項目等について説明がございましたが、13 番の一部事務組合のことで、東部衛生処理組合のほうから、もうすでに本町がこっちの広域のほうに行った場合に、消防署あるいは火葬場、ゴミ等について、川内のほうにもう移行されますということを、はっきり文面で示されて、署名がなされている、その状況につきまして、事務局のほう、東部衛生処理組合のほうにお尋ねしましたら、事前にもう川内のほうと事務的レベルで確認したしたと。管理者がそのことについて、公表しても差し支えありませんと、ここまで言われたわけですが、そのへんについて、確認をお願いをいたしたいと思います。

森卓朗会長

まず管理者の問題が云々ということがございましたが、まだ私は誰とも、一部事務組合のことにつきまして、一言も触れたこともございませんし、関係の町長さん方とのこの問題について協議をいたしておりません。まず、会長のほうから、一部事務組合の問題については、一言も触れていないということを申し上げておきたいと思っております。あと事務局のほうから。

岩切秀雄委員

幹事として、幹事長のほうから、ただいまのご質問に答弁いたします。

ただいま事務局長が、18 ページで一部事務組合の取扱いについて説明いたしました。今からが協議の場でございます。いずれの一部事務組合につきましても、相手方と協議した事実は一切ございません。今からの協議ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。

今村松男委員

ありがとうございました。

上野一誠委員

ただいまご提案されました 46 項目については、大変詳細に渡ってご説明いただいて、持ち帰ってまた協議をすることになりますけれども、この中で多くの関連することがございますから、確認の意味も含めて、ちょっとこれは県ご当局のほうにお尋ねをしておきたいというふうに思います。

実はこの協定項目の中にも、農林とか、あるいは農林、水産、そして耕地、建設、あるいはまた、保健、福祉、教育、交通、いろいろなものが、県との関わりというものが多く出てまいります。

そうしますと、今のこの構成自治体のこの法定の協議会の自治体では、そういうものが異なっていく部分というものが多々あるわけでありまして。土木事務所、あるいは耕地、農林、そしてまた保健所等々、警察含めて、教育事務所もそうだと思うのですが、そういうことが非常にバラバラな状態に、今、現状にあるというふうに思うんです。

私ども、16 年の 10 月を一つの合併の目標にしようではないかという、一つの目標の中に事を進めてきているわけですが、そうした県の出先の機関というのが、我々この合併の川西薩の枠組みの中で、どのように整理統合がされていかれるのか。一部では、宮之城土木が、16 年度から川内のほうに統廃合されるというふうに聞いておりますし、また、農林、耕地の関係も動きがあるやに聞いております。

そうしますと、新市になって、そうしたことが、県の受け皿というのが、対応というものが、はたしてどういうふうに動いていくのかなということは、合併を進めていくにあたって、非常に我々が考えていかなければいけない、そういう部分でもあるというふうに思うんです。

そうした中で、今、事務局長のほうから、来年春先には調印をして、そして議会決議をいただきたいと、3 月だというふうに言われます。そうしますと、我々も 2 回ほど住民説

明会も開いて、最後のやはり分野別を協議したこと、あるいは組織運営の問題等々を含めて、住民説明会というものにも、最後の説明会をしなければいけないんです。その中で、皆さんにそういう実態をご報告しなければいけない。そういう責任があるというふうに思っているんです。

その中で、県の機関はどうなりますかということが、やはりそこには必ず出てくることでもありますし、関連していることでもあります。

そういった意味では、この法定協を議論する機関の中に、並行して県のほうでもお考えになっていらっしゃるのかどうか。あるいは、合併の枠組みが定まらないと、なかなか難しいなという部分も一方ではあるのかも知れませんが、できたら住民説明会に、ある程度そういうものが、方向性が見える形で対応していただきたいものだなと。

そうすることが、また一方では、新市が誕生して、そして具体的な組織あるいは運営の中で、なかなかそこあたりが混乱を強いてはいけいではないかなということも、非常に思うことでありますので、そのへんを、せっきくのいい機会ですので、県ご当局のほうにお尋ねをしておきたいと。関連の質問でありますけれども、押さえておきたいと。必ずまた、持ち帰っても、そういう質疑というものは出るというふうに思いますから、是非、答弁をお願いしたいと思います。

森卓朗会長

ごもっともなご意見でございます。西中須室長さんのほうから、ひとつ県の方針をお願いいたします。

西中須浩一顧問

県の市町村合併推進室長の西中須と申します。

今のご質問の件ですけれども、県のほうでは、出先の問題につきましては、一応、行政改革大綱を定めております。そういう中で、今、おっしゃったような方向も、一応、協議をしております。

ただ、市町村合併で、基本的には県の出先というのは、同じ市町村は同じ事務所が一応所管していくというような基本的な考え方があると思います。

そういう中で、県の内部的には、15年度中に、一応、この合併の枠組みを踏まえた上で、県の所管区域をどうしていくのか、そういう検討をする必要があるのかなというのを、関係部局とは、今、詰めております。

その中で、例えばこの枠組みがなった場合には、一つの市町村に対しては一つの事務所が、同一の所管区域で一応やっていくという形を検討していく必要があるのかなというふうに思っていますので、同じ市町村が別の事務所で分かれてやっていくということは考えられないと思いますので、それを枠組みを踏まえた上で、一応、県としての考え方を 15

年度中には協議をしていくという考え方であります。

上野一誠委員

ありがとうございます。

そうしますと、15年度中ということでございますから、具体的に時期の問題でありますけれども、12月ごろに住民説明会が行われるというふうに思っておりますが、そうしますと、それぐらいまでには、町議会決議の前には、そういうことはだいたいお示しいただけるものでありますか、どうですか。

西中須浩一顧問

時期については、今、私どもも所管でないものですから、ただ、そういう要望があるということの関係部局とも協議をして、どういう時期に県の結果をお示しできるのか、また、この協議会等を通じてお答えをさせていただきたいと思っております。

上野一誠委員

今の件につきましては、また、持ち帰って、そういう県のお考えはこうだということについては、ご報告をしたいと思います。

最後に、事務事業がしっかり運営が行くように、また、県ご当局のご尽力もよろしくお願いしたいと思います。以上です。

森卓朗会長

ただいま上野委員のほうからご質問がありましたことは、大切なことであります。合併に向かって、もうすでに74の市町村がそれぞれ法定協、あるいは任協を立ち上げているわけであります。県におかれましても、悠長なことを言わないで、方針としては1ブロック、1事務所という考え方でやっていくんだということを、早くやっぱり方針を示していただかなければいけないと思っておりますので、どうぞ室長さん、よろしくお願い申し上げ、また、馬場総務事務所長さんもお出ででございますので、県のほうとの調整をよろしくお願い申し上げます。

保健所と北薩福祉事務所、宮之城保健所と北薩福祉事務所は、隈之城町の新しい新庁舎に15年4月1日から向こうで業務を開始すると。3月の、来月の25、6日ごろ、全部なおるとございまして。北薩福祉事務所は、今、川内合庁の中にあるんですけども、北薩福祉事務所はその中から抜けて、保健所と一緒に中に入っていくと、こういふことになっているようございまして。おっしゃるとおり、土木事務所も宮之城のほうからこっちに来る。その代わり農林事務所、耕地事務所等は宮之城に行くんだと、こういう今、県の説明を私どもは受けているところでございまして、そこらあたりがどうなるのか、や

っぱり関心を持っておりますので、できるだけ早く、そういう方向についても、詰めていただきたいと思います。他にございませんか。

(なしの声)

ございませんね。では、ただいま提案第1号につきましては、合併協定項目(案)については、お持ち帰りいただいて、またその次の法定協の時にご審議をいただくようにしたいと存じます。ありがとうございました。

その次に、報告事項、事務事業の進捗状況についてを議題にいたします。事務局の説明をお願いします。

森園一春総務広報班長

19ページをお開き下さい。

報告事項、事務の進捗状況につきまして、ここからは各班長のほうで説明をさせていただきます。まず総務広報班より説明をさせていただきます。

まず協議会だよりにつきましては、第1回協議会及び第2回協議会分を創刊号ということで、1月31日に発送しております。第2号につきましては2月末発送予定で、この中に新市名称応募用紙がついております。

ホームページにつきましては、法定合併協議会のホームページを14年12月25日に開設しております。随時、更新しております。2月7日現在でアクセス数が7,168件ございました。

議事録作成につきましても、第1回・第2回議事録を1月29日に関係市町村に発送しております。

奥平幸己調整第2班長

続きまして、中ほどの事務事業一元化関係につきまして、ご説明させていただきます。調整班の奥平と言います。よろしく願いいたします。

先ほどの説明で、18ページのほうに事務事業の一元化に関わる事項、各種事務事業の取扱いの事項がございましたけれども、これにつきまして、現在、各市町村の異なるサービス、制度、負担等をどのように調整するかということで、その基礎資料となります比較表の調整作業を行っております。そこに書いてございますように、1月10日、専門部会事務局の打合せを2市3町のほうで行いまして、1月中に各専門部会のほうで調整作業を行っております。

また、1月22日から2月の作業についての説明会を行いまして、1月29日から各分科会を開催しながら、調整表の横並びの最終調整、協議レベルの検討を、現在、行っているところでございます。この分科会は45分科会で、構成市町村内の事務局を担当している町村を主体に、会場が開かれております。

また、1月30日には、文書法制・選挙・庁舎管理分科会内に例規の作業部会を設置するという方針を決めまして、今後進めていくこととしております。

また、1月29日には、電算システム統合につきまして、財政、戸籍、電算担当部課長合同会議を開催しております。

今月で比較表の最終調整を終わりました。3月から事務事業につきましてのすりあわせに入っていきたいと考えております。全構成市町村の職員が一丸となりまして、これからサービスや負担をどのように調整するかを、より早く住民の方々に示すように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

古川英利計画班長

計画班、古川です。

新市まちづくり計画の策定作業に関連いたしまして、住民によるフォーラムを1月10日に発足させ、これまで2回開催しております。現在は、分野別に課題を抽出しているような状況でございますが、本日、お手元、資料5として、その1回目と2回目の概要を添付してございます。また、後ほど見ていただければよろしいかと思っております。

それとプロジェクト会議及びワーキング会議がございまして、1月17日以降、それぞれ作業に着手してございます。特に関係市町村が、現在、取り組まれている事業、あるいは合併後に取り組むべき事業を、各市町村から1月31日を期日として持ち寄っていただきまして、現在、政策部会と財政部会で、その合併後のあり方について検討をしております。

それと一般住民及び関係市町村・一部事務組合の職員からの新しい市のまちづくりの提言を募集しておりましたが、1月31日に締め切りまして、住民それから職員合わせて572件のご提言、アイデアをいただいたところであります。これらはまちづくりフォーラムやワーキング会議等で分析をいたしまして、まちづくりの基本方針など、計画策定に活用させていただきたいと考えております。以上、説明を終わります。

森卓朗会長

それぞれ部会のほうからご報告を申し上げました。事務事業の進捗状況につきまして、何か皆様方からご意見、ご質問等ございませんか。

何せ46項目を分類していきまして、2,000項目ばかりに分け、それをずっと調整していくということと4,000項目以上になるということで、何かこうボーッと頭がなるような気がいたします。我々プロであっても、これは何か役場に勤めている者としても、もう膨大な資料に、今、取りかかっている状況であります。間違いのないように、住民の皆さん方の意見も充分くみ上げながら、この会議を進めていかなければならないと、また改めて思っております。

特別にご質問もないようでございますので、報告事項はこれで終わりました、その他に入ります。何か委員の皆様方からございませんか。事務局のほうから何かございませんか。

満園健士郎事務局次長

20 ページをお開きいただきたいと思います。次回の協議会の開催日程等について、お知らせいたします。

平成 14 年度の会議につきましては、2 月 27 日に第 3 回幹事会を、3 月 28 日に第 4 回協議会を開催いたすことといたしております。なお、第 4 回の協議会につきましては、当初、3 月 27 日としておりましたけれども、県の町村会の会議と重なった関係で、3 月 28 日に変更いたしておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

また、平成 15 年度の会議につきましては、21 ページの右のほうに掲げております。21 ページ、22 ページでございます。

平成 15 年の 4 月につきましては、協議会を開催いたしておりません。この予定といたしましては、統一地方選挙の関係で、4 月は協議会はお休みさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうから、その他でご報告申し上げましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。特別にないようであります。

長時間に渡りまして、大変熱心にご審議をいただきました。予定いたしました協議事項につきましては、全部議了いたしましたところであります。今日は本当にお忙しい中、県地方課の市町村合併推進対策室の西中須室長さんをはじめ、川内総務事務所の馬場所長さん等にもわざわざご臨席をいただきまして、それぞれご指導、ご助言を賜ったところでございます。心から厚く御礼を申し上げます。

以上で座長の役目を、一応、終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、これで第 3 回川西薩地区法定合併協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

会議録の署名

会議録の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川西薩地区法定合併協議会会長